

不当なボーナスカット断罪！

今回の夏季手当で、我が分会組合員が不当にも、5%カット（減額）されていました。カットされた組合員は、担当助役から夏季手当通知を手渡され、その場で確認し、カットされていることに気付くやいなや、担当助役に対して「何でカットされているのですか？」と問うと、担当助役は「そうや！総合的判断や！」と即答しました。当該組合員は、担当助役の返答に納得いかず、「所長に面会させて下さい」と申し出ましたが、担当助役から「それは出来ません」と断られました。

本来、個人面談等でも面談シートに、「所長に対するコメント」として、何でも所長に伝えることができるような体裁は整えてあります。

しかし、今回、組合員が不当なボーナスカットに対して納得が出来ず、現場の最高責任者である所長に、尋ねるのは至極当然のことで、それをいち担当助役が、断わることは、当該社員（組合員）の切実な思いを真摯に受け止めることを放棄した、無責任な対応であると言わざるを得ません。

当該社員に対して、何故ボーナスカットされたか、納得が行くまで所長は、説明すべきでないでしょうか！

50歳以降5回目のボーナスカットで雇用制限・差別賃金「専任V」の適用を受けることに！

今回ボーナスカットを受けた組合員は、今回で5回目となり、制度上「専任V」となり、60歳以上の雇用も64歳までの雇用制限を受けることとなりました。また、賃金面も差別賃金を強いられることになります。

この制度が出来て以来、今回で7名に及ぶ組合員が、「専任V」の適用を受けることになりました。

他労組組合員にはまだ、一人も「専任V」の適用を受けた組合員がいないことからしても、いかに不当で意図的なボーナスカットであるかが明らかです。

さらには、この間、ボーナスカットに抗して闘ってきている裁判闘争に対する報復でもあります。

私たちは、この恣意的なボーナスカットに断固抗議する！